

○文部科学省告示第百七号

令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催に際し、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十九条の規定に基づき、対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設の区域並びに当該対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和三年七月一日

文部科学大臣 萩生田 光一

東京ウオーターフロントシティ

期間	対象大会関係施設の所在地			対象大会関係施設の区域
令和三年七月四日から同年八月九日まで	東京都江東区	東京都港区	東京都品川区	青海一丁目一番及び二番三十三号並びに有明一丁目七番、十番一号及び十一番、二丁目二番二十二号並びに三丁目一番二号及び十一番一号 台場一丁目 東八潮一番 青海一丁目、有明一丁目から三丁目まで及び豊洲六丁目 （いずれも次の図面に示す部分に限る。）

	<p>東京港区 東京品川区</p> <p>次に掲げる点を順次に結んだ次の図面に示す線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸地以外の区域</p>	<p>台場一丁目（次の図面に示す部分に限る。） 東八潮（次の図面に示す部分に限る。）</p> <p>一 北緯三十五度三十七分三十五秒、東経百三十九度四十六分八秒の点 二 北緯三十五度三十七分三十八秒、東経百三十九度四十五分五十八秒の点 三 北緯三十五度三十七分五十七秒、東経百三十九度四十六分十二秒の点 四 北緯三十五度三十八分四秒、東経百三十九度四十六分十八秒の点 五 北緯三十五度三十八分十一秒、東経百三十九度四十六分三十六秒の点 六 北緯三十五度三十七分五十二秒、東経百三十九度四十六分四十三秒の点</p>
<p>対象大会関係施設に係る対象大会関</p>	<p>東京都江東区</p>	<p>青海一丁目、二丁目及び四丁目、有明一丁目から三丁目まで、東雲並びに豊洲五丁目及び六丁目（いずれも次の</p>

係施設周辺地域

	図面に示す部分に限る。）
東京都港区	台場（次の図面に示す部分に限る。）
東京都品川区 次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と二十三に掲 げる点とを結ん だ線により囲ま れた区域のうち 陸地以外の区域	<p>東八潮（次の図面に示す部分に限る。）</p> <p>一 北緯三十五度三十七分六秒、東経百三十九度四十六分二十二秒の点</p> <p>二 北緯三十五度三十七分五秒、東経百三十九度四十六分十六秒の点</p> <p>三 北緯三十五度三十七分四秒、東経百三十九度四十六分十三秒の点</p> <p>四 北緯三十五度三十七分十秒、東経百三十九度四十五分五十二秒の点</p> <p>五 北緯三十五度三十七分四十秒、東経百三十九度四十五分四十四秒の点</p> <p>六 北緯三十五度三十七分五十九秒、東経百三十九度四十五分五十五秒の点</p> <p>七 北緯三十五度三十八分二秒、東経百三十九度四十六</p>

分三秒の点

八 北緯三十五度三十八分十一秒、東経百三十九度四十六分七秒の点

九 北緯三十五度三十八分二十三秒、東経百三十九度四十六分三十八秒の点

十 北緯三十五度三十八分十六秒、東経百三十九度四十六分四十五秒の点

十一 北緯三十五度三十八分十七秒、東経百三十九度四十六分四十八秒の点

十二 北緯三十五度三十八分二十二秒、東経百三十九度四十六分四十七秒の点

十三 北緯三十五度三十八分五十四秒、東経百三十九度四十七分四十二秒の点

十四 北緯三十五度三十八分四十九秒、東経百三十九度四十七分四十八秒の点

十五 北緯三十五度三十八分四十四秒、東経百三十九度

四十七分五十二秒

十六 北緯三十五度三十八分十二秒、東経百三十九度四十八分十三秒の点

十七 北緯三十五度三十七分五十八秒、東経百三十九度四十八分十四秒の点

十八 北緯三十五度三十七分四十二秒、東経百三十九度四十八分九秒の点

十九 北緯三十五度三十七分四十四秒、東経百三十九度四十八分五秒の点

二十 北緯三十五度三十七分二十八秒、東経百三十九度四十七分四十六秒の点

二十一 北緯三十五度三十七分二十三秒、東経百三十九度四十七分三十六秒の点

二十二 北緯三十五度三十七分三十秒、東経百三十九度四十七分七秒の点

二十三 北緯三十五度三十七分二十二秒、東経百三十九

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。